

主な復興事業の進捗状況と今後の予定 (第26回:テーマ「住まいの再建支援制度について」)

毎月15日号では、主な復興事業の進捗状況と今後の予定をお知らせしています。今回は、東日本大震災で被災住宅を再建する場合の各種支援制度について、あらためてご紹介します。

住宅再建に対する支援制度を希望される方は、まず以下の判定フローに基づき、①～④のどの制度に該当するかご確認ください。
また、国・県・市では、右表に記載している⑤～⑯等の支援制度を実施していますので、該当するものがあるかを併せてご確認ください。
なお、各支援制度の詳細内容については、それぞれの担当窓口へお問い合わせください。

〈①～④:支援制度 判定フロー〉

被災規模	問わない	問わない	問わない	半壊以上
被災場所	災害危険区域内	災害危険区域内	災害危険区域内	市内全域
再建状況	住宅再建に係る契約や工事が未着手	住宅再建に係る契約や工事が未着手	平成24年11月30日以前に再建	再建済み
再建場所	市で整備する住宅団地	災害危険区域外	災害危険区域外	市内
その他条件	—	—	④を受けていない	①、②の対象外もしくは金額が満たない
制度	①防災集団移転促進事業	②がけ地近接等危険住宅移転事業	③東日本大震災被災者危険住宅移転事業	④東日本大震災被災者住宅再建事業

①防災集団移転促進事業

事業概要	市で整備する住宅団地に移転される際に、住宅再建に係る資金を借り入れた場合の利子相当額、除却および移転等に要する費用を限度額内で補助します。
対象	災害危険区域内に、現在居住している方と東日本大震災時に居住していた方
補助金額	(1) 建物助成費:住宅再建に要する資金を金融機関から借り入れた場合の利子相当額の補助 住宅建設:上限457万円/戸、用地購入:上限206万円/戸、用地造成:上限59万7千円/戸 (2) 除却費等:危険住宅の除去および移転等に要する費用の補助 上限80万2千円/戸
問い合わせ先	集団移転推進課 (内線5484・5489)



②がけ地近接等危険住宅移転事業

事業概要	市で整備する住宅団地以外の土地に戸別移転される際に、住宅再建に係る資金を借り入れた場合の利子相当額、除却および移転等に要する費用を限度額内で補助します。なお、平成28年3月31までに災害危険区域外の安全な場所に、世帯全員が移転できることが条件となります。
対象	災害危険区域内に、現在居住している方と東日本大震災時に居住していた方
補助金額	(1) 建物助成費:住宅再建に要する資金を金融機関から借り入れた場合の利子相当額の補助 住宅建設:上限457万円/戸、用地購入:上限206万円/戸、用地造成:上限59万7千円/戸 (2) 除却費等:危険住宅の除去および移転等に要する費用の補助 上限80万2千円/戸
問い合わせ先	集団移転推進課 (内線5484・5489)



〈⑤～⑯:支援制度〉

制度名称	概要	金額	問い合わせ先
⑤被災者生活再建支援制度:基礎支援金	住宅の被害状況に応じて支給する支援金 ※申請期限 平成27年4月10日	37.5万円～100万円	市生活再建支援課 (内線4762)
⑥被災者生活再建支援制度:加算支援金	住宅の再建方法に応じて支給する支援金 ※申請期限 平成30年4月10日	37.5万円～200万円	
⑦復興公営住宅等移転(引越し)補助金	応急仮設住宅等から復興公営住宅等へ移転に要した費用への補助金※①～④との重複不可	10万円	
⑧災害援護資金貸付	生活の立て直しのための資金の貸し付け	150万円～350万円	市下水道管理課 (内線5689)
⑨合併浄化槽設置事業	下水道の予定処理区域外において、一定条件の下、合併浄化槽設置費用の一部を補助	33.2万円～54.8万円	
⑩太陽光発電等普及促進事業	自然エネルギーの利用促進を図るため、太陽光発電システム等の設置世帯の費用の一部を補助	個人:上限8万円 事業者:上限20万円	市環境課 (内線3367・3368・3369)
⑪建築確認申請等手数料の減免	建築確認申請等の手数料に対する減免	全額免除	市建築指導課 (内線5672)
⑫母子寡婦福祉資金の住宅資金	母子・寡婦世帯を対象として、住宅の補修等に必要経費を無利子・低利で行う資金の貸し付け	上限200万円	東部保健福祉事務所 ☎0225-95-1431
⑬住宅再建支援事業(二重ローン対策)	被災した住宅にローンを有する方が、新たな住宅ローンを組んで住宅再建する際の補助金 消費税率の引き上げに伴う、被災者の住宅取得や補修に係る負担増に対する給付金制度	上限50万円	県住宅課 ☎022-211-3256
⑭住まいの復興給付金制度	消費税率の引き上げに伴う、被災者の住宅取得や補修に係る負担増に対する給付金制度	建設・購入:上限89.7万円(補修:床面積や工事費等による)	住まいの復興給付金事務局 ☎0570-200-246
⑮すまい給付金制度	消費税率引き上げに伴う、住宅取得者の負担を緩和するための給付金制度	上限30万円	すまい給付金事務局 ☎0570-064-186
⑯住宅金融支援機構の融資	住宅の建設・新築購入または補修に対する融資	上限 建設:3,330万円 購入:2,930万円 補修:1,270万円	住宅金融支援機構 ☎0120-086-353

③東日本大震災被災者危険住宅移転事業

事業概要	災害危険区域内の被災世帯であっても、災害危険区域の指定日前に再建したことにより、①や②の支援を受けることができない被災者を対象とした市独自の補助制度です。
補助金額	(1) 利子補給補助:住宅再建に要する資金を金融機関から借り入れた場合の利子相当額の補助 住宅建設:上限444万円/戸、用地購入:上限206万円/戸、用地造成:上限58万円/戸 (2) 移転費用補助:引越し代、除却等に要した費用の補助 移転費用:上限78万円/戸
問い合わせ先	生活再建支援課 (内線4762)



④東日本大震災被災者住宅再建事業

事業概要	市内全域の被災世帯(半壊以上)を対象とした、市独自の補助制度です。
補助金額	(1) 新築または購入した場合 A 利子補給補助:上限300万円 B 取得費用補助:上限150万円 ※AとBのどちらか (2) 補修した場合 A 利子補給補助:上限150万円 B 補修費用補助:上限100万円 ※AとBのどちらか (3) かさ上げ工事(新築時)を行った場合 工事費用補助:上限100万円 ※浸水区域のみ
問い合わせ先	生活再建支援課 (内線4762)

